

相続税の計算

増田ゼミナール作成

まず、相続が開始すると相続財産の把握がされます。

次に、財産の区分が行われ、課税されるものと非課税のものに分けられます。

そして、債務控除をします。

債務控除の例：債務、公租公課、葬式費用など

その後、基礎控除が行われます。

例：妻、子3人 $5,000 \text{万} + 1,000 \text{万} \times 4 = 9,000 \text{万}$

妻、子4人 $5,000 \text{万} + 1,000 \text{万} \times 5 = 10,000 \text{万}$

控除が終わった額を法定相続分の規定による相続分に応じて取得したものととして、それぞれの額取得金額について税率をかけて求めます。

ここで求めた額を合計したものが相続税の総額です。

最後に各相続人の相続税額は、相続税の総額に課税価格の合計額にその相続人の占める割合をかけた額です。

* 課税価格は、控除が行われる前の額です。間違わないようにしましょう。

* 授業では、1万円未満は切り捨てで計算しました。

以上のように計算していきます。

なぜ、一度、法定相続分に按分して相続税の総額を求めるのかはわかりますよね。

ヒントは租税公平主義ですよ。

では、例題です。これは、宿題の問題と同じです。

妻 6億円 負債 8,000万円

子 A 3億 8,000万円 葬式費用 1,000万円

子 B 8億円 負債 2億円

まず、債務控除をします。

それぞれ、債務控除を行うと

妻 $60,000 \text{万} - 8,000 \text{万} = 52,000 \text{万}$

子 A $38,000 \text{万} - 1,000 \text{万} = 37,000 \text{万}$

子 B $80,000 \text{万} - 20,000 \text{万} = 60,000 \text{万}$

次に基礎控除です。

妻に子2人なので、 $5,000 \text{万} + 1,000 \text{万} \times 3 = 8,000 \text{万}$

$(52,000 \text{万} + 37,000 \text{万} + 60,000 \text{万}) - 8,000 \text{万} = 141,000 \text{万}$

そして、相続税の総額を求めます。

法定相続税で按分すると、

$$\text{妻 } 141,000 \text{ 万} \times 1/2 = 70,500 \text{ 万}$$

$$\text{子 A } 141,000 \text{ 万} \times 1/4 = 35,250 \text{ 万}$$

$$\text{子 B } 141,000 \text{ 万} \times 1/4 = 35,250 \text{ 万}$$

税率の適用です。

	妻	子 A と子 B
1,000 万円以下の金額	100 万	100 万
1,000 万円を超え 3,000 万円以下の金額	300 万	300 万
3,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額	400 万	400 万
5,000 万円を超え 10,000 万円以下の金額	1,500 万	1,500 万
10,000 万円を超え 30,000 万円以下の金額	8,000 万	8,000 万
30,000 万円を超える金額	20,250 万	2,625 万
合計	30,550 万	12,925 万

相続税の総額は、 $30,550 \text{ 万} + 12,925 \text{ 万} + 12,925 \text{ 万} = 56,400 \text{ 万}$

最後にそれぞれの相続税の額を求めます。

$$\text{妻 } 56,400 \text{ 万} \times 52,000 \text{ 万} / 149,000 \text{ 万} = 19,683 \text{ 万}$$

$$\text{子 A } 56,400 \text{ 万} \times 37,000 \text{ 万} / 149,000 \text{ 万} = 14,005 \text{ 万}$$

$$\text{子 B } 56,400 \text{ 万} \times 60,000 \text{ 万} / 149,000 \text{ 万} = 22,711 \text{ 万}$$

答え、妻 19,683 万円

子 A 14,005 万円

子 B 22,711 万円